

研究会及び議事概要の公開について

本研究会及び議事概要の公開については、以下の通りとする。

1. 研究会

原則として、公開する。ただし、個別の企業の機微に関わる内容が言及される可能性があるなど、委員長が必要と判断する場合には、委員間での活発な議論を促すため、議事は非公開とする。

2. 議事概要

研究会の議事概要は、公開する。